

北広島市消防長告示第1号

消防法施行規則第12条第1項第8号ハの規定による防火対象物の指定 について

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第12条第1項第8号ハ(同令第14条第1項第12号、第16条第3項第6号、第18条第4項第15号、第19条第5項第23号、第20条第4項第17号、第21条第4項第19号、第22条第11号、第24条第9号、第24条の2の3第1項第10号、第25条の2第2項第6号、第28条の3第4項第12号、第30条第10号、第30条の3第5号、第31条第9号、第31条の2第10号及び第31条の2の2第9号において準用する場合を含む。)の規定により、消防長が火災予防上必要があると認めて指定する防火対象物は、次に掲げるものとする。

- (1) 地階を除く階数が11以上で、かつ、延べ面積が1万平方メートル以上の防火対象物
- (2) 地階を除く階数が5以上で、かつ、延べ面積が2万平方メートル以上の特定防火対象物
- (3) 地階の床面積の合計が5,000平方メートル以上の防火対象物

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際、現に存する防火対象物又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物における消防用設備等に係る総合操作盤の設置については、この告示の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和6年3月1日

北広島市消防長 三 上 勤 也